

町内会は既に粘り強くやっておりますので、今、ごみが出たら片付ける、これしかやっておりませんので、これが現状であります。不法投棄、これはいわゆる法律違反ということですし、不適正排出は、単なるマナー違反と。こんなことだと解釈しております。ですから、罰則も視野に入れて、しっかりとやってほしいのですが、市の取組について「粘り強く」とは何のことを言っているのか、その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。以上です。

○司会 それでは回答をお願いします。

◎ゼロごみ推進課長 環境衛生部ゼロごみ推進課の倉持と申します。日頃よりごみ減量と分別リサイクルの推進に御協力いただきまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

先ほど、今ほど質問ございました「粘り強く」、それから不法投棄の件等々ありましたけれども、まず、我々としまして、ここの回答に書いてありますように、不法投棄というのはやっぱり、山だとか空き地などというような形、指定された場所以外に捨てることだというふうには考えております。で、この考えについて、これ以上のことというのは申しわけございませんが、持ち合わせていないという状況です。

で、お話の中にあつたように、礼服だとかの名前を切り取ってというような部分については、おっしゃるようになりかなり確信犯な部分があると。その部分は我々もおっしゃるとおりだというふうには思います。ただ、そもそもごみステーション自体が物を捨てていい場所というようなところではありますけれども、そこに、その日に捨ててはいけないようなものとか、捨ててはならないような家電リサイクルだとかに該当するような、そういったものが捨ててあるというのが、今の不適正排出の現状だというふうに我々も認識しております。

で、おっしゃったように、カメラだとかそういったものが付けられて抑止効果が得られれば、それは一番いいとは思うのですが、ただ、抑止効果を得たとしても、その場限りの対応というふうになってしまうと思います。で、粘り強くという部分のところなんです、やっぱり不法投棄する、それから不適正な排出をする、これはマナーでありモラルの問題だと思っています。で、その部分と、それから抑止効果、両方を合わせて対策をしていかなければならないというふうに思っています。で、ごみのステーションの状況というのは、一件一件、違うというふうに思っています。で、その状況を見ながら、当然、日の出三光町内会さんについては昔からいろいろな協力をいただいて、看板を付けさせていただくとか、そういうようなことをやって、二人三脚といったらちょっと、まあ、 さんのほうではそうじゃないというふうにおっしゃるかもしれないんですけども、そういうような形でやってきた経緯というのはございます。で、その中で、まだ、我々としてもやれることがあるんじゃないかというようなことは考えています。例えばその周りに、ステーションの周りに何か捨てるのに障害になるようなものを建てるだとか、そういったようなこともあろうかと思えます。そういった、我々だけでは、まだ、考え切れていないようなことも含めて、今後も町内会さんと連携しながら、どうすれば不法投棄、それから不適正な排出を抑制することができるのか、効果的な対策が何かないのか、そういったようなことを一緒に考えさせていただきたいというふうに思っております。

◆市民 不法投棄とか、不適正排出だとかという解釈の話は、まあ、これでいいんですけども、例え

ばですね、三光町の幌内川沿いは緑地帯が広いものですから、結構、大きな箱が置いてあるんですよね。そうすると、大きいからなんぼでも入るんで、なんぼでも入れていくとこういことなので。例えば市のほうで小箱にするとか、ちょっと窮屈な、そういう箱に改良するとか。だから、箱の形状を変えてみたらどうかというのが提案です。

それから、もう一つは、監視カメラとか。まあ、今、課長からいろいろ説明はありましたが、夜間、どうも夜間だなと。白昼、堂々とはやらないと。そうすると、今、ホームックだとかコメリだとかでも売っているけど、人が近付いたらパッと明るくなるという、ああいうものでも安いやつ売っているんですよ。ただ、そういうのを全部に付ける必要はないと思うけれども、例えばそういう人感のセンサーライトをトライしてみるとか。ただ、何かやらないと、まあ、町内会と二人三脚で粘り強くといっても、その結果が今なので、私どものほうでやれることがあれば、正に二人三脚でやりますし、やっぱり市として、そういう次の対策みたいなもの、是非、箱と人感ライトをちょっと、もしあればコメントいただきたいのですけれども。

◎ゼロごみ推進課長 すみません。おっしゃるように、例えば箱を変える、若しくは箱の場所を変えるだとか、カメラが難しいのであれば、そうでなくておっしゃるように人感ライト。確かに太陽光を蓄電しておいて、人が通ったら付く。そういったようなら有効な手だてだというふうに、我々も、私も思っております。なので、その部分については一緒に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○司会 それではほかに、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

いかがでしょうか。要望、御意見、御質問等いただければと思いますが、どなたかいらっしゃいませんか。

はい。今マイクをお持ちいたします。

◆市民 日の出三光町内会の■■■■でございます。来年度、令和2年度から町内会の広報とまこまいの配布を全面委託にするという原則で、現在、進行しているかというふうに思いますけれども、実は私ども町内会、平成27年から町内会の広報と、広報とまこまいと一緒にですね、それまでは各班で配っていただきましたけれども、その27年からは、私ども町内会を六つの区分に分けて広報とまこまいと町内会だよりを、人を雇って、配布員を雇って配布をしている現状にございます。来年度から市が外部に全面委託をするということではございますけれども、まあ、これまでも機会、何度もございましたので、私どもの現状についてお話をさせていただいて、できることなら全面委託のその下でもいいから、委託を町内会にさせていただけないかというようなお願いもさせていただいておりますけれども、来年の4月からということですが、あと半年しかございません。進捗状況についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○司会 広報の配布委託について、回答をお願いします。

◎秘書広報課長 日頃から苦小牧市の広報事業に御協力いただきまして、ありがとうございます。秘書広報課の杉岡と申します。

今、いただきました広報とまこまいの町内会配布の件なんですけれども、ちょうど5月に町内会連合会様のほうから、配布体制の継続について要望書の提出がございました。それを受けまし

て、市が全面的に事業者のほうに委託、全戸民間委託に向けて作業を進めておりましたけれども、町内会連合会様からの要望書を受けまして、こちらは重く受けとめまして作業を中断しまして、緩和的な方策、あと、再委託等が可能であるかどうか、業者さんのほうと事業者さんのほうと、今現段階でも検討を行っている最中でございます。で、できる限りその要望書の内容の再委託を可能にしてほしいですとか、配布体制、今と変わらぬ方法、選択制を採ってほしいということを受けましたので、なるべくそういった現行と変わらない体制を継続できる方向で、今現段階でも検討を行っている最中でございます。今月中には答えを出したいと思っておりますが、その際にはですね、町内会連合会様のほうを通しまして、返答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○司会 よろしいでしょうか。

それではほかに、どなたか御質問等ございませんでしょうか。

はい、ありがとうございます。こちらの方。

◆市民 明野新町四丁目の■■■■と申します。実はですね、私のところ、四丁目の南2条通りでバス通りに面しているところなんですけれども、私の住宅の土地、それから隣の住宅の土地、それから真後ろの住宅の土地、それからその隣、要するに南側の2軒、それから北側のほうになります背中合わせですから、その2軒、合わせて4軒なんですけれども、この土地がですね、交わるところが陥没しているのですよね、実はね。で、急に起きたわけではないのです。私のところは築31年なんですけれども、徐々に徐々に実は南側ですけれども北側のほうが沈下していきましてね。で、初めのうちは一生懸命土砂を入れていたのですよ。そのうちにですね、沈下しますから、北側の部屋のほうというか、風呂場と洗面所なんです。そこに配管をされていますよね。で、地盤が沈下しますからね、配管も沈下しましてね、逆流になったんですよ。それで、一回工事をしたんです、底上げ。そのあとからしばらく経ちましてね、またありまして、今回は、今度、抜けてしまったんです、配管がね。で、また、掘り起こしまして。で、大きな流れの配管のところは、配管というか集結するところかな、大きな丸いコンクリの。あれは、相当に大きい昔のなので、重いのですけれども、業者に頼んで、それを下がっちゃったですから、持ち上げる工事もやりましてね。実はね、灯油タンクも沈んでいるんですよ、斜めに。お隣の家のも重なってあるので、灯油タンクが沈んでいるんですよ。それから、北側のほうからはね、物置小屋が倒れてきているのですよね。実はそういう地盤沈下がありましてね。で、町内の役員の方にお話ししたら、市のほうに早速行ってくれましてね、来ていただいたんですよ。実は、来ていただいた方が、二人いたのですけれども、自分たちは下水道の管轄なので、この状態は私たちじゃないと言ってお帰りになったのですよ。それで、改めて危機管理のほうに。それで、私は一度、二度、行っているのです。それから、役員の方にも行っていただいて。で、実質、その状況を写真撮りして、市役所にもお届けはしてあるのです。で、下水道のときはすぐ見えて。関係ないけれども。その状態をですね、是非、一度見てくださいと。とうとう1年以上になるのですけれども、見ていただけないのですよ、現場をね。留守に来て、勝手に見て行ったかもしれませんけれども、私の知る限りではそういう状態。で、私、二度目にね、どういう状態になっていますかと言われましたが、

そういう状態であれば、原因は、分からないと。掘ってみなければ分からないし、地下のことで、もしかすると、川でないけれども地下水が走っている可能性もありますしね。そんなことで、それをやるには大変な費用で、個人持ちですかというような言い方するし。で、もしかすると、法的に何か、そういう場合に適用になるものがあるか調べていますということになっているのですけれども、その後、もう、約1年経つのですけれども、ここまで全く今のところないということですね、4軒に関わって相当な沈下ですよ。それから、一番あれなのはですね、灯油タンクが斜めになってしまっているのですよ。それは、直したのを2回やっているのですけれども、ジャッキで。そうすると、これは危険な状態にもなりますよね。それと、先般の大きな地震、これはどうも関係ないようだったのです。その前からずっと沈下していますし。で、大体40センチぐらいは下がっているのではないかな。4軒にかかって真ん中が沈んでいっているのです。今でも沈んでいる。この間、直したタンクもまた斜めになってきているのです。そういうちょっと危険なことも感じていましたね。これについて、どのようになっているかというのは、また、直接、やっぱり役所のほうに聞きに行けばいいのでしょうかけれども、一度も現場を見ないでどうなのかなと。私がお届けしている写真だけでいいのかなということで、こういう場合の対処の仕方ね。私たちは自分たちのあれなんですけれども、4軒に関わっているのですよね。4軒の裏の物置も傾いている。その、ジャッキアップして直しましたけれども、また傾いている。それで、原因は全く分からないのですが、この辺について、ちょっと御指導いただければ。

その時、対応していただいたかたは、名刺があるので、こちらです。この方と二度お会いしているのです。

○司会 少し見せていただいて。

はい、分かりました。地盤沈下の相談について、お客様は危機管理のほうで対応をいただいたというふうに聞いていますけれども、回答としては、都市建設部でよろしいでしょうか。

◎都市建設部長 都市建設部長をしております栗野と申します。よろしくお願いいたします。今ですね、明野元町でしょうかね。明野新町ですか。ちょっと地盤沈下が起きているというお話でございましたけれども、今まで下水道ですとか、危機管理のほうにお問い合わせをいただいて、なかなか原因が分からないような状況かと思えます。ですけれども、ちょっと我々のほうも、都市建設部でちょっと現地のほうをまずは確認させていただいてですね、ちょっと想定される原因が何なのかということ、ちょっと改めて現地を確認させていただいてですね、お話をさせていただければなというふうに思いますので。ちょっと、後で場所を御確認させていただきたいと思しますので、住宅地図を持ってきておりますので、ありがとうございます。ちょっと後で、ちょっと御確認をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

◆市民 ありがとうございます。早速、見ていただけるという状態ですね。実際、見ていただけていないものですから、まず、それがどうなのかなと心配もして、役員の方とも町内の方でもすぐ相談したのですけれども、ちょっとおかしいねというままで終わってしましてね。いずれにしても、現場を見ていただいて。私、1軒じゃないということと、それから続いているということがね、不思議でしょうがない。原因が分からないのはもちろん、我々の段階では分からないのですけれど

もね、是非、調査していただければなと思います。

○司会 まちかどミーティング終了後に、

◎市長 今回のポイントはですね、そこで国の公的な何かメニューがあるかないかということがポイントだと思うのですね。なかなか、民地の場合には非常に難しいと思うのですが、そういう地盤沈下の場合に、国の支援メニューがあるかどうかも含めて、ちょっと調べて御返答して。

○司会 終了後に、また、直接、お話を伺いさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それではほかにごなたかいらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。御質問、御意見等々ございましたら、お願いいたします。

◆市民 何回でもいいの。

○司会 はい。ほか、いらっしゃいますか。

◆市民 いないようなら、

○司会 分かりました。よろしくをお願いします。

すみません。後ろの方を先によろしいでしょうか。すみません。

◆市民 新開明野元町町内会の■■■■と申します。私は大して役に立たないのですけれども、その都度、毎回、このミーティングで何らかの質問をさせていただいておりますけれども、残念ながら私の質問に対して、その後、何らかの前進があつて、ああ、質問してよかったと、そういうふうを受け止めることはなく、むしろ、無力感というか、そういうものに捕らわれることが多かったのです。きょうも、もう一つ、きょう。でも、めげず、諦めず、また質問させていただきたいと思うのですけれども。

私たちの町内会の質問事項に、何ページだったかな。政令化、先ほど説明いただきましたかな。政令化、どれだっけ。20番かな、20番ね。政令化を求めるお話があるのですけれども、この質問についてはですね、大体、大局的な見地というか、コミュニティーのどうのこうのという話になっています。私はそうではなくて、もっと細かなものに絞って御質問させていただきたいと思うのですけれども。実は、先般、開催されました地域意見交換会、その場におきまして、いろいろなテーマが用意されてきたのですけれども、その地域、意見交換会の中で、大変、多くの時間をとったのが、圧倒的な時間をとったのが、アパートの人方の入会の促進に対する政令化、これを市で支援してくれないかと。この質問が圧倒的に多くて、ほとんどそれに時間が費やされたように記憶しております。で、私も質問をさせていただきましたが、そのときの部長さんは、大変、御丁寧な御回答をいただきました。で、私、まだ、それでもですね、最終的な回答としましては、やはり、何だか相当難しいぞと、そういう政令化というのは。中でも法的な拘束力を加味した政令化というのは、ほぼ、なかなか難しいというような話であったように覚えているのです。それで、私、しつこいものですから、また同じことを質問させていただきたいと思います。当時とやはり変わっていないのか、あるいは、それをお聞きになった市長さんが何らかの御意見をいただけるのかどうかを含めまして、御質問をさせていただきたいと思います。もう一度言いますが、法的拘束力を持った政令化によるアパートの基礎型の会員の入会増、入会促進、それに対する手だて、御支援方法はないのかどうか、ないかどうかとの質問でございます。以上です。

○司会 町内会加入に係る条例制定についてということで御質問をいただきましたので、回答をお願いいたします。

◎市民生活部長 市民生活部長でございます。お世話になっております。7月に開催されましたブロック別の町内会との意見交換会の中で、この地区の中です、やはり町内会の加入促進の中で、アパートのお住まいになっている方がなかなか町内会に加入をしていただけないということで、条例を制定することによって、ある程度強制力を持たせてですね、加入できないのかというような趣旨のお話でございました。

それで、条例化の部分につきましてはですね、全国、全道の中でも、町内会の加入を努力義務として定めている条例を作っている都市はあります。ただ、やはり、どこもですね、加入を強制するような内容にはなっていない。と申しますのはですね、やはり、これは町内会の加入というか、町内会そのものがですね、任意団体という位置付けになっていまして、これを加入を強制することによってですね、法的に訴えられた場合に、なかなかそこを覆すだけの理論というか、バックボーンになっている法律がないという部分で、これはやはり、強制的に加入させられる条例化は難しいというふうに考えています。

ただ、我々もですね、やはり、その部分は、町内会の加入につきましては、努力目標として何らかの形で、市の考え方を示していかなければならないということで、一つの手だてとしては条例化というのも一つの手だてだということも考えておりますので。そこはまあ、あくまでも努力義務になりますけれども、条例化については今後ちょっと検討していきたいというふうに考えております。

ただ、平成30年度からですね、市の総合計画という10か年計画の中で、そういう町内会への加入といいますか、自治会の活動の活性化ということですね、市の政策として筆頭に、今、掲げておまして、町内会の加入促進につきましてはですね、アパートの加入も含めてなのですけども、市の側から積極的に、不動産の事業者さんですとか、あるいはアパートの所有者のかた、そういったかたたちにですね、我々のほうから自ら足を運んでですね、是非、加入をしていただけるような働きかけは始めたいと思っておりますし、昨年からはちょっと、実は実施しようと思っておりましたが、ちょっと地震の関係があって、なかなか実施できなかったところもありますけれども、今年度、早速、そこに向けて、今、準備を進めておりますので、まずはそういう取組から進めてまいりたいということを考えております。まあ、市としても、是非、町内会の加入促進については、積極的に市民の皆様にご協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○司会 よろしいでしょうか。はい。

それではほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。はい、すみません。よろしいですか、はい。

◆市民 日の出三光町内会の■■■■です。今、御質問のあった件と、私どもが要望で出している共同住宅の町内会加入促進についてというもの、これは関連するものですから、改めてお聞かせをいただきたいというふうに思いますし、私どもの取組についてもですね、お話をさせていただきたい

というふうに思っております。

現在、共同住宅に関して言いますと、苫小牧市共同住宅等に関する建築指導要綱というのがございまして、これで、共同住宅については管理会社さんの掲示をすとか、ごみ箱の設置をする、更には駐車場の関係について協議をする、更には町内会加入について、家主さん若しくは施工者さん、そういった方々にも加入促進のお願いをしている現状は、十分、承知しております。そしてまた、今年度からは、新築する共同住宅については事前に町内会に連絡をいただいて、町内会とそれから施工事業者、管理会社等々、事前に協議をするというようなこともございますので、前進はしているというふうに思いますが、ただ、管理会社の認識としては、飽くまでも要綱そのものは努力義務であるということから、なかなか浸透していかない事情があるのかなというふうに思っております。まあ、たまたま私ども町内に2か所に1か所48戸、5棟で48戸、もう1か所は4棟で48戸という共同住宅ができ上がりました。ことしの春先から入居しておりますけれども、私どもの町内会の加入について、いろいろビラを入れたり何なりはしていますが、結果的に大方の方が加入についての意向を示されないというのが現状でございます。まあ、そういった意味です、私どもとしては、やはり、一つには町内会行事に参加するとかしないかということではなくて、私ども町内会に300灯余りの街路灯が、防犯灯がございしますが、この防犯灯というのは、やはり、地域の方全体が、共に、互いにですね、共同で管理をしていくという認識からすれば、町内会に加入するしないに関わらず、何らかの形で費用負担をしていただきたいというのが私どもの考え方でございます。したがって、共同住宅の入居者が払ってくれないのであれば、家主さんに負担してくださいよ、というふうに、私ども戦術を変えてきました。まあ、おかげさまで新しくできた全部で、9棟の住宅のうち6棟までは話合いがつかしました。あと2棟については、今、協議中です。もう1棟は、なかなかまだ手が付かない現状でございます。まあ、したがってですね、私はこの共同住宅の要綱、ここにですね、ある意味では努力義務ではなくて、もう少し強い、必ずしも義務ということでは申し上げませんが、もう少し強い拘束力があるような条例に格上げすべきではないかなというふうに思っておりますし、また、一方で、共同住宅の家主さんに対して、まあ、もちろんその、一つには管理会社があるわけですから、管理会社を含めて、やはり、何らかの、入居するしないは別にして、費用負担をしていかなければならないのだという認識をですね、是非、市として後押しをしていただきたいということを要望させていただきたいというふうに思っておりますので、これについて、もし市のほうの御回答があるのであれば、お願いをしたいというふうに思います。以上です。

○司会 共同住宅の町内会加入促進について、回答をお願いいたします。

◎市民生活部長 やはり、共同住宅の未加入のお話でございましたが、今、 のほうで取り組まれている、その、個別の入居者に対する加入促進ではなくて、例えば棟ごとに分担金といいますか、そういう形で町内会に、まあ、会費という位置付けではないのかもしれないのですが、そういうものも求めることができないかということだと思います。やりようによってはですね、非常に、これは管理会社並びにその所有者の方の理解を得なければなりません、そのことに対してですね、市が積極的に関わっていく、こういう姿勢もやはり大事だと思っております。それで、

今、いただいたお話の部分も含めまして、管理会社さん、あるいは建物のオーナーさんにですね、町内会が果たしている役割、あるいは町内会に対しての今の市の認識、そういったものを含めましてですね、一度、やはり不動産業界の方たちと、一度、我々の側からちょっとお話をさせていただきたいというふうに考えています。それで、そういった実例、例えば町内会によっては個別の加入ではなくて、棟ごとに分担金という形で協力いただいているところもあるということを含めましてですね、是非、ちょっと不動産会社と協議させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○司会 それではほかに、どなたかいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないようですので、

◆市民 三光町の町内会の[]です。LEDの街路灯について、ちょっと何も言っていませんでしたけれども、LEDの街路灯をですね、平成27年に全市に一斉配置されたと思うんです。27年ですから、これで5年が経過しました。で、当初議論していたのは、耐用年数が多分10年だぞと。こういう残りあと5年で今ついているLEDの街路灯が軒並みどうなるかは分かりません。切れるのか、ぼやっとするのか。それでですね、10年の耐用年数といったのは、今でもその常識は通用してるのかどうかというのが一点。

それから、あのときの約束事で、町内会も10年後を見据えて貯金をちゃんとしておいてくださいね、積み立ててくださいね、という約束をしたはずで、それは、まだ、積立ては、いわゆる町内会の負担が生きているのかどうかというのと。

それから、ちょっと油断している町内会だと、あと5年もしたら切れてきますから、自己資金がそのときにない町内会は、真っ暗になるのかどうかという、これが三つ目です。

それから、一機、設置したときには確か2万円だったという記憶で、掛ける町内会で、私どものほうは300灯ありますから、これで600万と。一機、今、実際、幾らするのだろうと。5年後はどうなるか分かりませんが、4万という話も聞くんですけども、その辺のところをちょっと教えていただきたい。なぜかという、町内会で準備する、いろいろそういう算定根拠が明確になっていないと、なかなか心配なものですから。

それで、最後、もう一点です。これ、五点目かな。10年後の更新時にはですね、市からの補助金、これがどうなっているのか。今の記憶では、市の補助金は五分の三と、こういうことの約束だったと思うのですが、それについても市の補助はどんなふうになっているのかというのを聞きをしたいと思っております。どうもありがとうございます。

○司会 街路灯のLED化について五点、御質問をいただきましたので、回答、お願いします。

◎市民生活課長 お世話になっております。町内会担当をしております市民生活課の野水でございます。今いただきましたLEDですけれども、確かに平成27年に全市的な取組という形で更新をさせていただいております。その際の話の中では、そういう防犯灯、街路灯にLEDを取り込むのが全道的にも非常に先進的な事例でございまして、その当時は、やはりLEDというのは、一応、目安として10年程度で。ただ、それは10年で切れるということではなくですね、10年程度たつと、だんだん光が弱くなっていきますというような形で、私どものほうとしましては、10年たった時点で、10年たったからといって、その防犯灯が全部切れていくというような認識は、

今、持っておりません。それですので、町内会にそのときにも、その更新のときの蓄えをお願いしていきたいというお願いさせていただいたのは、LEDに更新する前も白熱灯の時代から町内会の防犯灯については町内会の御負担をいただいております。その中で、突発的なときに何もないと、町内会さん、御負担でしょうから、町内会の活動の中で御負担のない範囲で、自分たちで対応できるものを蓄えていただきたいと、そういう趣旨でお話をさせていただいているという形でございますので。今、付けているLEDが切れたからといって、全額、町内会ではなく、飽くまでも今の更新時、五分の三を市で助成させていただく。そして、五分の二について、町内会さんで御負担をいただく。そのルールに準じた中で、順次、対応を図らせていただくという形で考えております。

あと、LEDの金額でございますけれども、各町内会さんそれぞれ地域の業者さんと御活用になっているかと思っておりますので、一律ではございませんが、大体5万円程度あれば更新ができる。5万前後で私どももいただいている部分では。ですから、もうちょっと高いところもございまして、逆にもう少し安価なものがある。ただ、LEDの防犯灯そのものが、それぞれメーカーさんによって単価にばらつきがございます。ですから、安いものであれば2万円を切るものも、今、出ておりますし、物によっては2万円を超えるものもある。ですから、そのところで町内会さんがどの機種を選定をされるのかという部分については、御相談いただければ、私どもこういうメーカーというようなお話はできますけれども、その選定については町内会さんに一任をさせていただいているというところでございます。

あと、幾つかいただいて、10年後の更新の取替えでございませうか。ええ、そこにつきましては、今、申しましたように、今、市内一円で付いているものが10年たったときに、一斉に切れるということは想定をしておりますので、順次、弱くなっていったもの、切れたもの、そこについては今の五分の三の規定の中で、そこに準じて更新をさせていただくと。ただ、万が一ですね、想定はしてはおりませんが、一斉に全部が切れてしまって暗くなったというようなときには、それはもう、一つの災害という私どもの認識を考えて、しておりますので、当然、市としましてもそこについては可能な中で対応を図らせていただくというようなことで。ただ、そういうことは全く、今、私どもも想定はしてはおりませんので、御心配いただくことはないのかなと考えておりますので、お願いをしたいと思います。

あと、もう一点、何か忘れてはいますか、はい。

◆市民 備荒資金がない町内会、油断して積立てができなかった町内会はどうなるのか。

◎市民生活課長 そこですけれども、やはりその、活動、積み立てができない。ですから、そのところは幾ら積み立てをしていただきたいたいですとか、そういうことも各町内会さんの実情にお任せをさせていただいております。ただ、そのところで、やはり、防犯灯という部分については、町内会さんで維持管理をしていただく。そういう中で設置を進めておりますので、町内会の活動、町内会の予算の中で支障がない範囲です、何とか努力をしていただきたいたいということをお願いをさせていただきたいたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◆市民 野水さん、そのことが全市で、全市でちゃんと品質が合っていますかということなんだ。市の

考えというか、あれは分かったのだけれども、ちょっと油断している町内会が、そこまで心配したらというのものもあるけども、そういうフォローだけね、何かの機会に、もうあと5年したら、そのいわゆる10年という耐用年数になってしまうので、もう、すぐなので。その辺のところをちょっと、老婆心ながらお願いをしておきます。

◎市民生活課長 よろしく願いいたします。

○司会 それではほかに、御質問等、ございますでしょうか。

大分、時間も経過してまいりましたが、皆様いかがでしょうか。特に質問等なければ、これで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、終了に当たり、市長から御挨拶を申し上げます。

◎市長 身近な問題が、きょう、御指摘をいただきました。ごみの問題、これは、以前からある問題であります。近隣の人なのか、どこから運んでくるのか。いろいろな問題がありますけれども、まあ、やはり、一人一人のごみ処理のマナー、あるいは考え方等々については、我々も全市的に取り組んでおりますゼロごみ大作戦等々で、まあ、具体的な成果も出ておりますし、もう少し違った角度からアプローチして、そういう問題で困る地区、町内がですね、少しでも少なくなるように取り組んでいかなければいけないなというふうに思っておりますし。町内会加入の問題も、例えば国の法律があって、法律と条例が違いますので、まあ、上位法がある場合に、条例ですね、我々、精神条例という、条例のほとんどはまあ精神条例なのですが、そうした罰則規定等々ができるのではないかなと個人的には思っていたのです。ただ、なかなか上位法がないものから、市の条例だけで罰則規定を作った場合に、逆に訴えられたときに勝てるかどうかという問題を、まあ、弁護士さんに相談すると、ほとんど意味がなくなるという実態があるのではないかなというふうに思います。まあ、その辺、法的な背景もきちっと調べながら、条例がどの程度、拘束力、あるいは強制力があるのかどうかということも。まあ、これ、毎年のように出てくる問題ですから、まあ、ある程度、私も気になっていたところではありますが、なかなか条例作っても精神条例の枠を超えることができない問題だなというふうな感じもあります。しかし、法的に、じゃあ、別の角度で強制力のあるようなことができるかどうかも含めてですね、もう少し突っ込んで、まあ、顧問弁護士とも相談しなければいけないなど。市の単独の判断でやっても、ほとんど意味のある条例はなかなかできないという実態が一方ではありますが、まあ、そういうことも含めて、これからしっかり研究をしていかなければいけないなというふうに思っています。

まあ、是非、身の回りのことで、お困りのことがあればですね、是非、町内会会長さんを通じてどんなことでもですね、声を届けていただくことがまず第一。できることはすぐやります。しかし、時間がかかることもある。できないこともあります。その都度、しっかりとですね、そのことをお伝えしながら、市政を進めていかなければいけないと常日頃、思っていることでありますので、是非、身近なところで何か気になることがあったら、声を届けていただければというふうに思います。

結びになりますけれども、是非、ことしは健幸大作戦イヤーでございます。残っている事業も

まだありますので、是非、健康ということを知り、学ぶ。そういう一年にしていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げまして、最後の御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 以上をもちまして、まちかどミーティングを終了いたします。本日はありがとうございました。